

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則）

県立学校教育課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則）

沖縄県立高等学校の通学区域及び沖縄県立特別支援学校の通学区域について必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

恩納村立山田中学校、恩納村立仲泊中学校、恩納村立恩納中学校、恩納村立安富祖中学校及び恩納村立喜瀬武原中学校の統合に伴い、規定を整理する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 国頭学区の名護高等学校及び宜野座高等学校の通学区域を整理する。（第1関係）
- (2) 国頭学区の名護特別支援学校及び桜野特別支援学校、中頭学区の美咲特別支援学校及び泡瀬特別支援学校の通学区域を整理する。（第2関係）
- (3) この規則は、令和2年4月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和2年3月31日

施行年月日 令和2年4月1日

5 根拠法令

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第14条第2項

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表（第1条関係）

改 正 案		現 行																									
<p>沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表</p>																											
<p>第1条（略） （学区）</p> <p>第2条 全日制の課程の普通科の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1 全日制の課程の普通科の学区（第2条関係）</p>	<p>第1条（略） （学区）</p> <p>第2条 全日制の課程の普通科の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1 全日制の課程の普通科の学区（第2条関係）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>高等学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国頭学区</td> <td>辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校</td> <td>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町 名護高等学校の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を加える。 宜野座高等学校の通学区域に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学区名	高等学校名	区域	国頭学区	辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町 名護高等学校の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を加える。 宜野座高等学校の通学区域に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える。							<table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>高等学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国頭学区</td> <td>辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校</td> <td>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町 名護高等学校の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を加える。 宜野座高等学校の通学区域に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学区名	高等学校名	区域	国頭学区	辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町 名護高等学校の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を加える。 宜野座高等学校の通学区域に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える。						
学区名	高等学校名	区域																									
国頭学区	辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町 名護高等学校の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を加える。 宜野座高等学校の通学区域に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える。																									
学区名	高等学校名	区域																									
国頭学区	辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町 名護高等学校の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を加える。 宜野座高等学校の通学区域に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える。																									
<p>別表第2（略）</p>	<p>別表第2（略）</p>	<p>別表第2（略）</p>	<p>別表第2（略）</p>																								

新旧対照表（第2条関係）

沖繩県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖繩県教育委員会規則第3号）新旧対照表																			
改正案	現行																		
<p>第1条（略） （学区）</p> <p>第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>第1条（略） （学区）</p> <p>第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全県学区</td> <td>沖繩盲学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国頭学区</td> <td>名護特別支援学校</td> <td>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	全県学区	沖繩盲学校	(略)	国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全県学区</td> <td>沖繩盲学校</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国頭学区</td> <td>名護特別支援学校</td> <td>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	全県学区	沖繩盲学校	(略)	国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）
学区名	特別支援学校名	区域																	
全県学区	沖繩盲学校	(略)																	
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）																	
学区名	特別支援学校名	区域																	
全県学区	沖繩盲学校	(略)																	
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）																	

	児童生徒に限る。	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）	病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
中頭学区	美咲特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田小学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）	幼稚部にあつては、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市及び中城村を加える。
	美咲特別支援学校はなさき分校	（略）	
	泡瀬特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田小学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村	
		（略）	

別表第2（第2条関係）（略）

	児童生徒に限る。	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
中頭学区	美咲特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）	幼稚部にあつては、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市及び中城村を加える。
	美咲特別支援学校はなさき分校	（略）	
	泡瀬特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村	
		（略）	

別表第2（第2条関係）（略）